

第14回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年5月26日(月) 18:30~20:30

場 所 函館市役所8F 大会議室

1 開 会

2 参加・協働について

(委員長)

前回の議論を踏まえて作成された条例案について、庁内検討プロジェクトチームから説明をお願いしたい。市民の権利責務の関係の部分と市民参加の関係の部分について、それぞれ2択の形で出されている。

(庁内検討プロジェクトチーム)

「市民の権利、責務」について

●第1案

- ・権利、責務を強く規定し不利益な扱いについての項目を入れたもの。帯広市を参考にしてある。
- ・第1条第1項に権利の規定を入れた。
- ・第2項から第4項までの部分で、前回の委員会で盛り込むこととした内容である“市民の責務”を強く規定している。
- ・第5項でそれらの権利義務の行使等に伴って不利益な扱いを受けないということを明示した。

●第2案

- ・責務について緩やかに規定し不利益な扱いについての項目を入れないものとしてある。
- ・内容が明確に市民の権利と責務に分かれるので、第1条と2条に分けている。
- ・第1条については第1案と同じで市民の権利を謳っている。
- ・第2条では市民の責務について、第1案と内容は同じだが「~努めるものとします。」という形をとり、緩やかに規定するものとなっている。
- ・第3項については、語尾の部分が“努める”ではなく、参加するに当たっては「責任を持たなければなりません」と、やや強めに作成している。

●補足意見

- ・他都市(札幌市、帯広市、苫小牧市、吹田市、岸和田市、大和市ほか)において市民の権利として「市から情報の提供を求める権利」について規定しているところがあった。
- ・今回作成した素案では、市民の権利が1項、市民の責務については3項あり、バランスの面でどうなのかという議論があった。

「市民参加」について

●第1案

- ・市民参加のための具体的な方法(例えばパブリックコメント、委員公募など)までは規定しない。
- ・第1項で、市民参加の推進について規定している。

- ・第2項で場の提供、機会作り、情報の提供について規定している。
- ・第3項として委員公募やパブリックコメントなど市民参加を担保する具体的な手段を念頭に置きながら、具体的には触れないが制度の充実について努めるということを規定している。

●第2案

- ・市民参加のための具体的な方法を第1案に加えて規定するものとして作成した。
- ・第1～3項については第1案と同じ。
- ・第4項については政策の立案、実施等の段階において市民が参加しその意見が適切に反映されるように努める旨を規定した。なおこの部分については前回の議論では第1案のほうに入れるべきと整理されたが、市民参加の具体的な内容が規定される形になっているので、庁内検討プロジェクトチームにおいては第2案の方に入れた。
- ・第5項以下の部分は、市民参加の具体的な方法である委員公募やパブリックコメントについて規定したもので、パブリックコメントや委員公募という文言を出して規定するのはどうかという話があり、あえて普遍性を持った抽象的な表現で列挙する形で考えた。
- ・第4項以下の部分は、札幌市の“市政への市民参加”を参考にしたため、まちづくりへの参加となっていないので、ここに盛り込むということになればもっと広い意味での「まちづくりへの参加」と規定しなおして、条文整理したい。

●補足意見

- ・第2項の部分は「市民協働」の項目に入れるのも可能なのではないかと。

(委員長)

最初に、市民の権利・責務関係の部分だが、第1案、第2案は、不利益規定を入れるか入れないかという違いになっている。不利益規定を入れると言うことは、逆に言うと権利責務を強く規定するということ。また、責務をもっと緩やかに規定して、不利益な扱いの項目を入れないようにするという、二つの方法があるということで2案になっている。第1条が5つに分かれていたり、第2条が3つに分かれていたり、項目が少し多い気がする。そういったことも含めて議論をしていただきたい。

(若杉委員)

“まちづくり”という言葉が頻繁に出てくるのは当然だが、その定義は必要ないか。単に“まちづくり”と言われたときに、何をもってまちづくりとするのか、具体的に例えば市政への参加ということで各委員会などに参加することがまちづくりになっていると思うが、まちづくりとは何かというところから話をした方がいいのではないかと。

(委員長)

何らかの形で用語説明は入れる必要はあると思う。そこへ“まちづくり”を入れるかどうかということはあると思う。稚内市でも、「まちづくりというのがよくわからない、抽象的過ぎる」という意見があり、第1章「総則」の中で「言葉の意味」という第3条で“まちづくり”“市民”“市”“参画”“協働”“コミュニティ”“審議会等”について言葉の意味を定義している。例えば「この条例で使う“まちづくり”とは、自らが主体となって豊かな暮らしを営むために地域社会を築いていく活動を言います」とい

う表現をしている。最終的には、こういったものを入れるか入れないかという議論しないといけないだろう。もちろん“まちづくり”について何も規定していない条例もたくさんある。

入れるか入れないかは別として、“まちづくり”については、この稚内で整理されているイメージでいいのではないかと思うが、いかがか。

(若杉委員)

1案では具体的な方法までは規定しないということになると、ちょっと漠然となりすぎて“まちづくり”とは何かがわからない。2案では、ある程度具体的に市政への市民参加という言葉も出てくるので“まちづくり”とは何かと思っても、なんとなくニュアンスとしてわかる部分はある。1案であると、“まちづくり”の説明が必要だが、2案ならばそれを省略しても良いかと思う。

読む対象となるのがおそらく初めて条例を見る市民であるとすれば、言葉の説明から入った方が親切だと思う。

(委員長)

言葉の定義、解説については、条例に入れるかどうかはまた最後に議論したい。一応“まちづくり”のイメージとしては稚内のようなものをイメージしてもらいながら、この素案を検討していきたい。

条例によっては、市や、市職員などの責務は入るが「市民の責務」は省いているものもあり可能である。しかしそれぞれについて責務を入れた方が良いのではないかという意見も多いのではないかと思う。

(沢口委員)

前は不利益規定は入れない方が良いのではないかと意見を出したが、第1案と第2案では、言葉尻がちよっと違うだけで、見た感じ不利益規定が入っていても差し障りないのではないかと感じた。

また表現について、「それぞれの実情に応じ・・・」や「自らの発言と行動に責任を・・・」の表現があいまいなので、別な表現に変えたほうが良いのではないかと思う。

(委員長)

私の印象で言うと、第1案は、第1条の第5項に不利益規定が入るのであれば、第3項はなくても問題ないのではないかという気もした。

(川田委員)

もっと強い表現とするということか。

(委員長)

そうではない。「参加しないことを理由に不利益な扱いをうけない」ことを言っているので「可能な範囲でまちづくりに参加する」という文言がなくてもいいのではないかという意味で。

ただ、根本的に言うと、まちづくりなのだから“参加しない”という文言が入ること自体が問題なのだという意見もあるかもしれない。

(川田委員)

強制するのはいかなるものかということで「可能な範囲で・・・」というくだりが入っているわけであるが、無関心な市民をこちらに目を向けさせるかと、まちづくりに参加させるかという観点で言えばもっと強い言い方でも良いのではないか。

(若杉委員)

全体として、この自治基本条例が何を目的としているか、ということだと思う。例えば「こうした方がいいですよ」といったニュアンスで終わるものなのか、それとも、「ぜひみんなでがんばりましょう」というように強く促すような条例にするのであれば、ある程度強制的な言い回しも必要な部分もあるかもしれない。条例によって、良いまちづくりを促すことを強く訴えるのであれば、条文の語尾を「～なりません」というようなニュアンスにした方が良いと思う。

(丸藤委員)

まちづくりや市民活動というのは、個人的にはもっと意識を高めてもらいたいという想いはあるが、そのための方策として強制的にとか、無理やりというやり方をとるのは本意で、またそういったやり方をしてもあまり、本質的にその人がやりたくてやるわけではないので良くないと思う。大切なのは、市民参加をするときの垣根をなくすること、一部の特殊な知識を持った人やどこかの団体にいる人だけが参加できるのではなく誰にでも出来ることなのだとすることに気がついてもらうこと。そうした場合に、どちらの方がよりバリアフリーに、より気軽に参加できるようなイメージがあるのかというと、第2案の方が、入り口は緩めるという意味で良いのではないかと思う。

不利益な扱いの項目は入れずに、入りやすい感じにしておいた方が良く思う。

(委員長)

函館以外での議論でも常に、市民参加や協働、まちづくりについて言っているのに、“参加しないことを理由に…”などという文言が入るのはいかがかという意見もあり、そういう面で、不利益規定を入れないほうが良いのではないかという意見もあった。逆に、まちづくりに参加するというのを少し強く言った方が良いのではないかという意見もあった。

(佐々木委員)

“参加しないこと”という文言よりも「不利益な扱いを受けません」という言葉の方にぐっと来るものがあつた。内容としては、参加してもしなくてもそういう扱いは受けないということを書いてあるのだが、“不利益な扱い”という言葉が一般的には目にしない言葉でドキッとするというか、「どこか他でそういう扱いをされることがあつたのだろうか」と考えてしまった。なので、こういう言葉が入らない方が、一般市民が見たときには感じの良い条例に見えるのではないかと思った。

(板本委員)

前回も、具体的に“不利益”とは何かという話をしたが、特に出てこなかった。ただ、今後に関してという意味で、権力を持っているのはどうしても行政の方で、弱い立場の市民にしたら何をしているかわからないような状態になった場合に、市民の不安をぬぐうための条文であるということでも話をした。

(委員長)

権利や責務を強く規定して、「自らの発言と行動に責任を持たなければなりません」という非常に強い言葉を出すと、それに対して防御的な意味で「不利益な扱いを受けません」ということを入れないとバランスが良くないのではないかというのはある。

(佐々木委員)

まちづくりというのは、こういう条例をみて「まちづくりに参加しなくてはいけないのだ」と意識が変わっていくのではなくて、例えば周りでまちづくりに携わっている身近な人がいたり、がんばってい

る人をテレビや新聞で見たりしたときに、初めて気づいたりすることがあると思うので、条例をもってまちづくりにもっと積極的に参加してほしいということを市民に対して呼びかけるものではないと思う。だから、あんまり強く市民の権利や責務のところを厳しく言わずに、誰でも参加できるということを前面に出してほしいと思う。

(板本委員)

言葉の使い方についてだが、「～ねばなりません」という言い方をするのであれば、他の部分の条文と整合性が取れないと思う。「～ねばなりません」という言い方ではなく、表現としては第2案のように「～ものとします」がいいと思う。だが、不利益規定は入れたほうが良いと思っている。

また、第1案がくどいのもっと整理できないかと思う。「市はまちづくりの・・・」とずっと続いているので。

(委員長)

帯広市は基本的に“なければならぬ”論で、その上で不利益規定が出てくる。逆に稚内は“なければならぬ”という表現になっていないので不利益規定は出ていない。なので、この箇所だけが「なければならぬ」となっていて他は違う、というような状態にはならないと思うので、条文全体のイメージも持ちながら判断しなくてはいけない。

(若杉委員)

私は「～なりません」の方が良いと思う。なぜなら、権利を主張だけして責任をとらない人が多くいるので、参加する権利を主張するのであれば、言ったことに対して責任を持つということも書かれていたほうが良いと思う。

(板本委員)

それでは、他の条項も同じような表現に統一するということか。

(委員長)

「なければならぬ」という語調でいくと、後から議論する市長や市職員の責務についても「なければならぬ」とすることになり、責務についてもより強い意味になるという面も出てくる。

(若杉委員)

この自治基本条例の目的が、そこまで強く強制力のあるものにするのであれば「なければならぬ」とすれば良いだろうし、それとも“みんなで一緒に進んでいきましょう”というような趣旨であれば語尾はやわらかくすれば良いと思う。

(川田委員)

私はやはり実行性のあるものを作りたい。函館賛歌や市民憲章とか、読むのも恥ずかしいような美辞麗句は並んでいるが、それでまちは良くなったかという、おそらく何の効果もない。それと同じものをここに書いてもしょうがない。自治基本条例の出来る範囲で、何がしか義務と権利を明確に規定して、今後のまちづくりのガイドラインになるような書き方をしたい。なのでほんわかとした文章を並べたところで効果がないと思う。ここは義務は義務、権利は権利ときちんと規定した方が、この場合条例としては実効性が出るのではないか。

(大久保委員)

私は、第1案が良いと思う。市長、行政、市の職員、市民などという中でそれぞれに役割があり、市長や市職員にはもちろん責任があるが、市民もきちんと責任というものを背負っていくべき。条文案にあったように、まちづくりの主体は市民であり、主体者である市民あつての行政だと思う。もともとの根幹が市民であるときに市民のところを弱めてしまうというのは良くない。最終的にそれで不利益というものはでないけれども、市民は市民で責任を持って参加していくべきで、今まで参加しなくてもまあいいやとやってきたことでおかしな世の中になったと思うので、市民にもしっかり責任はあるということを謳った方が良い。

(長尾委員)

私は第2案の方が良いと思う。私自身がこの条例が出来たときに見たら、第2案のほうが、わかりやすいしとっつきやすいと思う。第1案の方は重荷というか、罰則が出そうな表現だから嫌だとは思う。

しかし、他の委員の意見を聞くと、ちょっと強い言い方も必要なのかとは思うが、やはり第2案を基にして、少し強い言い方を含められたら良いのではないかと思う。

(沢口委員)

第1案が良いのではないかと思う。「実情に応じて可能な範囲で」という部分をもう少し具体的に、あるいは表現を変えて強くしても良いのではないかと思う。

(木下委員)

第1案も第2案も、一長一短の特徴があるので、どちらが良い悪いではなく、好み話になってしまいが、第1案の方は、責務と権利のバランスが気になる。個別法案のように具体的な権利義務が発生するわけではないが、やはり条例という法規範になってくるので、あまり市民の責務をたくさん盛り込んだ形はあまり好きではない。また、発言と行動に責任を持たなくてはならないというのはもともとだが、それを条例の中に入れる必要があるのだろうかと思う。この種の条例などは、基本的には公権力を規制する意味合いで作られると思うので、義務ではない責務というレベルであっても、市民の責務をたくさん含んだようなものは抵抗がある。そういう意味では第2案の方が、私の好みではある。もちろん、今の話を踏まえて上での議論で第1案とするということも意義のあるものだと思う。

(委員長)

確かに第1案でも第2案でも、責務の方が多い。

(敦賀委員)

私は第1案が良いと思うが、5項の不利益規定は要らないかと思う。

(委員長)

前回の議論の中で、「なければならない」という強い規定をすると強制的なニュアンスが強く出てしまうので、そうした時に市民が主体的に地域社会を豊かにする活動をするにおいて強制的というのはおかしい、だからもし「なければならない」という規定をするのであれば「不利益な扱いを受けない」ということを文言の中に入れないとバランスが悪いのではないかということだった。

色々な条例を見ているが、強い規定をしたところほど、「不利益を受けない」などの表現をしている。

(敦賀委員)

自治基本条例そのものはそんなに強いものは必要ないのではないかと思う。

(丸藤委員)

私はさっきはバリアフリーがいいとか、第2案が良いとか言っていたが、自分で色々まちづくりのこともやっていて、今それで実害的に不利益な扱いを受けることはないので良いのだが、例えばだんだん発言が過激になってきたりやり過ぎたりしたときに、どこかから押さえつけられたり変なことをされたりするということがあれば、それは個人的には嫌なことではあるので、そこは何かきちんと保障してもらいたいというのはある。

(委員長)

登別市のまちづくり条例は「なければならない」調で書いている。第7条「市民参画の権利と責任」のところで「私たち市民は男女の区別なく何人も自由平等な立場でまちづくりに参画する権利を有する」と権利を言って、「私たち市民は自らの発言と行動に責任を持ってまちづくりに参画するよう努めなければならない」と責務を言って、そのあとで「私たち市民のまちづくり活動への参画に関しては自主性や自律性が尊重されるものであり、何人からも不当な関与や不利益を受けない」というものになっている。

(丸藤委員)

不利益を受けないということは、不利益な扱いをする側がいるということで、それは“市”であるというイメージなのか。それとも、市も含めて誰からもそういった扱いを受けないということなのだろうか。

(委員長)

ニュアンスとしてはいろいろあると思う。おそらく行政だけではないと思う。市民相互の問題もあるのではないかな。

(川田委員)

不利益規定を書いたからといって、不利益を受けないということを何によって担保されているのか。不利益規定にどれだけの実効性があるというのか。

やはり、権力というよりも、市民相互の問題で村八分的な不利益というのは起こりうると思う。ただそれをここに書いたからといって、誰かが仲裁に入ってくれるかという期待できることではない。

(委員長)

それをまちづくりの基本条例に書くということは意味があると思う。まちづくりの基本条例に書いているということを言えるわけであるので。ただ、まちづくり活動という意味で、不利益条項を入れなくてはいけないということ自体が条文全体のトーンからして疑問ということであれば、表現を緩やかにするしかないのではないかなと思う。

(川田委員)

不利益条項が入ることによって、それまでの条文のニュアンスが薄まるというよりも、ぶち壊しになるような気がする。

(委員長)

それはどうだろうか。例えば登別市のものはどうか。

(川田委員)

登別市のものはなっていないと思う。

(若杉委員)

私は第1案の強く言う方を支持するが、市民の権利および責務となっているが、全体的に5つあるうちの4つが責務に関する文言が強く感じる。例えば、「参加するように努めなければならない」と責務的な表現を「色々なことに参加することが出来る」というように権利のようにして、市民に権利があることを示して、ただ権利を主張するに当たって責務もついてくるというように、バランスを半々になるようにした方が良いと思う。

(委員長)

例えば、2項と4項などは一緒に出来ると思う。「市民は、まちづくりの主体としての役割を認識し、自らの発言と行動に責任を持って、協力してまちづくりを推進するよう努めなければなりません」といったように。3項も、不利益規定を入れるならばいいかもしれない。

(市居委員)

前回も今回も、不利益条項を入れたほうが良いのではないかとってはいるが、実際見てみて「なりません」とか「ものとします」という言葉尻のところがきついのか弱いのかということによっていると思う。また、第1案も第2案のように、第1条に権利を有することだけを書き、第2条から今の2項になっているところを持ってくるというやり方も出来るのではないかと。

(委員長)

逆に第2案も、“市民の権利および責務”というようにまとめることも出来る。

(市居委員)

だが、権利と責務は分けた方が良いと思うので、第1条で権利を有することを言い、第2条で責務について話すのが良いと思う。その中で、まちづくりに参加するよう努めなければならないというのは、積極的に参加しましょうという投げかけだと思うので必要だと思う。最後の不利益を受けないというのは、先ほどの川田さんのように実効性としてはないかもしれないが、これから先何が起きるかわからないというところから考えると、参加しなくても大丈夫だということを言ってあげた方が良いのではないかと気がする。

(川田委員)

結局そのぐらいのことだと思う。自らの発言と行動に責任を持ってということは、それによって起こった不利益は甘んじて受けなければいけないということだろう。

(板本委員)

第1案も第2案もそんなに変わらない。5項の不利益条項を入れるか入れないかの問題。個人的には市民の不安感を拭くという意味では不利益条項を入れるべきだと思う。表現の仕方については以前議論の中で「～なりません」というような表現はいかがなものかという意見があったように思ったので、それを踏まえて先ほど発言したわけで、この第1案の表現でも異議はない。ただ、気になるのであれば、「…努めなければなりません」を「…努めるものとする」というように弱めたりすれば良いのではないかと。後、私も3項は要らないと思う。

(委員長)

今、この市民の権利・責務”の中で「なければならない」でいくのか、もう少しやわらかい表現でや

っていくのかという話だが、これから議論していく中で、条例全体で「なければならない」という調子でずっといくのか、もう少しやわらかい表現でいくのかという問題でもある。「なければならない」でいけば、条例というものはほとんど全部「なければならない」になるだろう。そういうやり方でいくと、市職員の責務や市長の責務の方も「～しなければなりません」という表現になっていき、非常に強いニュアンスを持つということにはなる。そういうように「なければならない」調で条例全体を通すのか、それとも、まちづくり条例という市民がなかなかこれまでは行政におんぶで抱っこで来たが、これからは市民が少し一生懸命主体的にまちづくりに関わっていきましようとしたときに、市民の人たちにわかりやすく表現するということをむしろトーンとして持っていくのであれば、やさしい表現緩やかな表現で全体を通していくという、そのどちらかだと思う。

稚内市はとにかくやさしく表現することに重点を置いた。ただそれをやると、稚内市の中のある議員は、これではちょっと世に出せないという言い方をした方がいた。つまり、効力規定などがきちんとあるのか、条例の条文としてそんなにやさしい表現だけで良いのかということだった。しかし市民の側からすれば、非常にわかりやすい条例であり、しかも、まちづくり基本条例がやさしい表現であったとしても、個人情報保護条例や協働の指針など色々なものがあって、それを踏まえてまちづくり基本条例や自治基本条例としているわけであるから、いくらやさしい表現にしてもそれなりの意味はある、ということで稚内ではそうした。

帯広は「なければならない」調でいかないと、効力の面も含めて、あるいは条文というのはそういうものだという考え方であった。

どちらをとるかという問題になる。法制上は「なければならない」調が一般的であるが、自治基本条例がその調子でやっていいかというところがある。法制の立場から言うと、自治基本条例をやさしい表現で書いたとしても、効力はあると思うか。つまり、さまざまな個別条例があり、それを超えて我々は作っているわけではないので、そういう面では表現が緩やかであったとしても、効力はあるか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

規制的な条例でなく、理念的な条例でなければ、「です・ます調」を使っても、市民の権利義務が損なわれるということはないのではないかと思います。法制については、条例だと罰則などの盛り込めたりするので強力な権限を持つものであるのを、自治基本条例という理念的な条例で使うということについては良いと思う。ですます調になったときに、「努めるものとします」「努めなければなりません」という言い方をしたときに、どこまで効力があるのかというのはこちらも戸惑いはある。また、条例の中でより責務規定、義務規定に近い部分となると、もう少しよく考えていかないといけないとは思っていた。

(川田委員)

それはあると思う。行政がすることというのは最終的に裁判に耐えうるものでなければならないと思うので、その根拠になる条例が「ですます」調どころか「～したほうがよい」というような言い方では困るのではないかと。

(庁内検討プロジェクトチーム)

ただ、市長の方針等もあり、わかりやすい条例・規則というような観点から、出来れば理念的なものについては「ですます」調で市民にわかりやすいものを制定するという点について、積極的に進めて

いこうという考えは持っている。

(若杉委員)

私は、最終的な目的である“住みよいまちをつくる”ということのために、ある程度はきつい言葉で表現した方がいいと思う。どちらかというをやった方がいいですよというようなニュアンスでは誰もやらないと思う。ましてや、このように法的拘束力とか罰則が直接ないものであるから。

(委員長)

このことは、市民のところだけではなく行政に対してもかかっている。「市職員の責務」としては「～なければならない」とすることで、非常に強い意味になり、効力がそれだけあるということになる。ただ、自治基本条例全体としては、市民がこれからまちづくりをやっていくきっかけのようなものにもなってほしいという意味もあるので、判断は難しい。

(若杉委員)

「～なければならない」だけを言うのではなくて、“今まで知らなかったかもしれないが、市民にはこれだけの権利があるのだ”ということを書いて、しかしその権利を主張するに当たっては自分の発言などには責任を持たなければいけないのだということを書いて最後の方にくっつけてやらなければいけない。

(委員長)

それでは、この「市民の権利・責務」のところについては、同じ参加・協働の市職員の責務や市長の責務、議会の役割と責務などの議論との関連の中でもう少し議論したい。「なければならない」論というのは、不利益規定の問題だけではなく、条例全体の問題である。なので、「なければならない」論でいくのか、優しい言葉でいくのかということ、市職員や市長や市議会の役割や責務のことをやる中で、振り返ってもう一度市民の権利・責務について判断していきたい。

(委員長)

先に、“市民参加の推進”についてかためていきたい。表現の問題はまず置いておいて、市民参加のための具体的な方法を規定するのもしないのかということについて議論したい。かなり具体的にワークショップ、審議会、パブリックコメントなどの仕組みの充実まで書いたほうが良いのか、市民が参加するきっかけづくりであるとか、活動拠点の確保等も盛り込んで書いたほうが良いのかということ、そしてそれを書くとしたらどの程度書くのかということがあるだろう。

第2案についてだが、3項までは第1案と一緒に、4項からが具体的に書かれている部分である。

(川田委員)

あまり具体的に書く必要はないと思う。例えば第2案では、4、8項があれば5～7項は要らないと思う。具体的な方策については実際に政策に携わる方の裁量で良いのではないかな。

(委員長)

庁内プロジェクトチームとしては、“まちづくりへの市民の参加”と“市政への市民の参加”の違いについての整理はどのようにしているか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

札幌市の条例を見ると“まちづくり”の中の市役所と議会が行う部分を“市政”と言っていて、パブリックコメントや委員公募などがあたる。定義は狭くなってしまうかもしれないが、パブリックコ

メントや委員公募の制度については市でやっている部分へ市民の方に参加してもらおうという整理になっているようなので“市政への市民の参加”と表現している。ただ、議論の中で“まちづくりへの市民の参加”でも構わないのではないかということであれば、規定し直したいと思う。

(委員長)

市政への市民の参加というときに、具体的にパブリックコメントなどの文言を入れなくて、抽象的に書いているのはなぜか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

第1案にはほとんどなく、第2案には抽象的には入れているが、ここまで抽象的ではなくてパブリックコメントや委員公募などを第1案の方に入れるという議論の流れも想定して、一番簡単な形と一番詳しい形を提示している。

(委員長)

第2案の5項は他の条項と比べて浮いているように見えるが。急に抽象度が高くなっているように思う。

(庁内検討プロジェクトチーム)

パブリックコメントや審議会などを行うにあたっての前提となるようなものがあつたほうが良いのではないかということで入れた。

(庁内検討プロジェクトチーム)

前回の議論の中では、パブリックコメントなどの具体的な文言を入れると、また新しい方法があるかもしれない、変わっていく可能性もあるので、ある程度普遍性を持った形で規定した方が良いのではないかという議論があつたので、それを踏まえて具体的な表現をしなかったということがある。

(佐々木委員)

具体的な部分までは要らないと思う。市民参加の推進なので内容としては“みなさん積極的に参加しましょう”ということだけだと思う。

(委員長)

5項以下の具体的な部分は、「行政運営」の大項目を起こして入れても良いのではないか。まちづくりへの市民参加といいながら、急に市政への市民参加というのが出てくるとわかりづらいのではないかと思うので、そういう考え方も場合によっては出来るかもしれない。もちろんここに入れても良い。

(丸藤委員)

まちづくり活動への門戸を広げておき、そして実際にまちづくり活動に入ったときに人が何をすればよいのか、大雑把にでもある程度書いてあつたほうがやりやすいのではないかと思う。ここで入れるか、行政運営の項目に入れるかは議論しなければいけないと思う。また、私自身が市民の立場で行政の方と接することが多い中で、第2案の5項の(1)～(3)のようなものが事前にきちんとあつて条例に出ているととても良い。市民の意見や市民参加をして、“まずは市民の意見を聞く”というような内容をより明確にきちんと設けていた方が良いと思うので、第2案が良い。特に5項のようなことを規定することにより、発言する機会や発言してみたいという想いがうまれたり、また市民の権利・責務のところの責任をもって発言をするといったことなどにもうまくなつていくのではないかと思う。なの

で、第2案のこのままの形が良いと思う。

(敦賀委員)

私は第2案の5～7項は要らないと思う。

また庁内検討プロジェクトチームに質問だが、5項の(3)「事案に関係する市民が参加できること」とあるが、これについて説明をしてもらいたい。

(庁内検討プロジェクトチーム)

色々な分野で市民参加やまちづくりを進めていくと思うが、例えば教育分野であるとか、あるいは町会単位などで、関係の深い方が参加できるようにするという意味である。

(敦賀委員)

関係の深い方が参加するというのは良い面も悪い面もある。仕事の関係であったりすると、利害関係者はむしろ入らない方が良い場合もあるので、5項は要らないと思う。なくても、市民には参加する権利や責務があるので、ここに細かく入れる必要はないと思う。なので、1～4、8項を残したものがいいと思う。

(市居委員)

私は7項はいると思う。重要な政策の意思決定というのは、住民投票などを意識している文ではないかと思うので、後で住民投票を入れるのであれば、7項は入れておいたほうがいいと思う。

(板本委員)

参加の制度や仕組みはある程度細かくしないといけないと思う。必要な事項は別に定めるとして、ここではさらっと書いて、細かいところを別に定めるのがいいと思う。

(大久保委員)

はじめさっと見たときにはわかりやすく良いと思ったのだが、読んでいくに従ってわからない部分が出てきた。第1案だけだと、市が推進する中身の具体的なところがどうなっているのかがわからない。2案のように規定してあれば、それぞれ分野ではどうなっているのかがわかるので良いと思う。ただ全体のバランスの中で、他のところが3～4項しかないのに、ここだけ8項。重要なところなので、こういう項目が入っていてほしいがバランスの問題がある。また5項についても、はじめは良いと思ったが、後々弊害が出てくる可能性があるのであれば、条文からはずしたり、別の言い回しにするなどの対応が必要だと思う。全体としてはこのように入れるとわかりやすく良いと思う。

(若杉委員)

私も1～4、8項が良いと思う。5項については、具体的な“ワークショップ”、“審議会”、“パブリックコメント”という言葉で、いずれなくなるかもしれないとすれば入れないほうが良いということで「市政への市民の参加の機会」という言い方になったと思うが、主語がないのに述語が3つあるというのが理解できない。なので、5番は必要ないと思う。

(長尾委員)

私も1～4、8項を入れるのがいいと思う。

(沢口委員)

私は、しっかり分けておいて、あとで議論するということを前提にして、1～3、8項とした方がい

いと思う。4項については、立案、実施、評価といっても、どういうことを評価するのかなどわからないので、4項はなくても8項があれば。4項はまた別に市でやることについての部分で議論できたらいいと思う。

(庁内検討プロジェクトチーム)

評価というのは、実施した後に、費用対効果はどのくらいあったのかとか、本当に市民の方に利用されているのかということなどを見ることなどがある。そしてそれをフィードバックして新たな立案としていく上で必要とされる部分である。

(木下委員)

私は1～4項までを入れて、5～8項は行政運営に入れたほうがすっきりするのではないかと思う。また、4項も抽象的なので省いても良いのではないかとも思う。5～8項は若干個別具体的な感じがするので、入れるとすれば4項までと思う。

(委員長)

ここまでで、全員が発言したということになるが、4項もしくは5項以下というのは「行政運営の仕組み」などのところに入れるやり方も出来るか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

全体を見てみないとはっきりとはわからないが、何らかの形で盛り込むのは可能だと思う。

(川田委員)

第4項は市居さんが提案されたものだが、

(市居委員)

なぜここに立案、実施、評価を入れたかという点、先ほどの説明でもあったが、計画を作ったり実施の時には委員公募などで市民が入っていくことが出来るが、評価の部分については行政だけで行っているというのは良くないのではないかと、評価にも市民に入ってもらって第三者的な立場で評価してもらわないといけないのではないかと思う。

(委員長)

評価というのは、今までなかなか難しかった領域ではあったが、それも含めてこれからは大事になっていくというニュアンスということである。

ニセコ町は、まちづくりの協働過程という章を設けている中で、「町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する」という言い方が入っている。ただ、ニセコの作り方はボリュームが多くて独特ではある。

それでは、1～3項は入れるということで第1案のとおり。5項についてはどこに入れるか、あるいは入れないかもしれないが、ニュアンス的に違うものなので別途議論したい。あとは4、7、8項の問題、これを決めてしまいたい。

(若杉委員)

7項は表現が難しすぎると思う。

(委員長)

表現は難しいが、中身はパブリックコメントのことで易しいものではある。

(川田委員)

「パブリックコメント」という言葉を使わないで表現したらどうなるかということを考えて作られたと思うが。

(委員長)

そうだと思う。だが、確かに条例というものは見直し条項を入れるにしても出来るだけ普遍的なものを入れないといけないが、パブリックコメントについて言えばここ1～2年でなくなるようなものではないので、ある面では、こういう難しい表現をしないでパブリックコメントという表現をしてしまってもいいと思う。

(若杉委員)

一般市民にパブリックコメントの意味を正確に理解できる人はどれくらいいるのか。

(委員長)

それは用語解説で解決できる。かえってこの7項のような表現の方が難しい。

(若杉委員)

パブリックコメントもこの7項も、市民の意見を吸い上げるという意味合いであれば、4と一緒にできるのではないかと。

(委員長)

では、4項は入れるということによいか。

—異議なし—

では7、8項はいかがか。まず、8項についてはどうか。

(川田委員)

8項も4項に含まれているといえれば含まれると思う。4項の具体的な方策の一つとして8項は書かれていると思うので、4項を残すのであれば8項がなくても効果は変わらないのではないかと。

(委員長)

趣旨からすると、庁内検討プロジェクトチームはいかがか。8項は4項に組み込まれるか。あるいは別途想定するものはあったのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

確かに、4項が一番広い意味になっており、8項は4項に含まれると思う。

(板本委員)

7項も4項に含まれていると思うので7項は要らない。8項の「仕組みを整備する」という部分は残さないといけないのではないかと。

(庁内検討プロジェクトチーム)

4、5、6、7項については市政の部分、例えば大きなまちづくりに関する計画とか基本方針などの部分ということになるが、8項についてはそういうものに関係なく広く分野を限らず小さいことでも大きいことでも提案を出してほしいという意味で必要かと思われたので入れてある。

(委員長)

では7項とは少しニュアンスが違うということ。8項は少し広い意味なので、4項に含まれないと。

そうすると、1, 2, 3, 4, 8の5つでいかがか。

(板本委員)

8項は提案だけになっているが、参加する制度などは入らないか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

8項より上にあるものが今ある個別の制度に関する部分で、8項はそれ以外の例えば市長への意見書や投書など、大きく制度化していないが個々に意見を述べる機会に関する部分になっている。

(板本委員)

全て含んでの仕組みということか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

そうである。

(委員長)

それでは、8項は入れるということはいかがか。5, 6項については別途、特に6項などは総合計画など行政運営の中で議論できる部分であるし、5項も同様であるので、別のところで議論したい。

では、1, 2, 3, 4, 8項ということで良いか。

—異議なし—

(委員長)

次に「協働」について議論したい。今日は議論できないが委員長メモの「協働の基本原則は何か」ということで書いているのを見ていただきたい。私の方でこういった文言があるのではないかということを書いてみた。キーワードには下線を引いている。だが、市民参加のほうでも市民参加の推進のために「市民が互いに協力できる場の提供、機会づくり、情報の提供など必要な支援を行うよう努めます」と書いていて、協働のほうに入れなくて市民参加のほうに入れてしまっているような感じはする。全体として、「協働の基本原則」を盛り込んで、さらに「協働の推進」という中で何を盛り込むかということになってくると思う。「協働の推進」という方になると、かなり市民参加の推進の方に入ってきている気がする。場合によっては、「市民参加の推進」の2項にも入っているのだから、これを協働の方に入れるということも可能かもしれない。

(庁内検討プロジェクトチーム)

庁内検討プロジェクトチームでも、「市民参加の推進」の2項の部分は協働のほうにも入れられるのではないかと考えていた。だが「協働」よりも「市民参加」の方に近いのではないかということで、「市民参加の推進」の部分に入れている。

(委員長)

協働の基本原則にどういうものを盛り込んだらいいのかということからいきたい。

(板本委員)

委員長メモにあるものが良いのではないかと思う。これを条文に整理すればよい。

(丸藤委員)

このメモにある中で言うと、「市民の主体性・自主性の尊重」「対等のパートナー」「協働の担い手に対

する人材育成」，函館の場合は人材を育てていく部分が結構大変なところであるので，文面に入れるのは難しいのかもしれないが，人材育成にも目が行くようなものが出来れば良いと思う。

(委員長)

キーワード以外にも色々考えられると思うが，何かあるか。

(敦賀委員)

このメモに載っているもので，大体いきわたっていると思う。

(木下委員)

これ以外に何かキーワードらしいものといっても思い浮かばない。全部盛り込む必要はないだろう。

(沢口委員)

市民と行政の「協働」であるので，市の方が特に“こういうことをやる”ということばかりではなく，市民としても何を協働してやっていけば良いのかということがわかれば良いと思うので，少し整理して大事なポイントだけを入れるとわかりやすいのではないか。

はじめは少し細かく，行政としての協働の形，市民としての協働の形と，おそらく他のところでも書かれるだろうが，役割をもう少し明確にした方が，一緒に取り組もうという気持ちに慣れるのではないか。

(長尾委員)

「協働」というのがあまりぴんと来ないので，協働の言葉の意味をわかりやすく示せば，ぼんやりとはわかってくれるのではないかと思う。

(委員長)

稚内市では「協働」についての定義をした。「この条例で使う協働とは，市民，市議会，市がそれぞれの役割と責務の下でまちづくりのために対等な立場でともに考え協力し，または行動することを言います。」という表現をしているが，大体こんな感じではないかとは思ふ。この稚内のような形にするかどうかは別として，こういう言葉の意味のようなものを条文の中に盛り込むことは出来る。または解説文に落とすというやり方も出来る。

(若杉委員)

私も協働という言葉の意味が具体的によく理解できなかった。色々なところの条例を見て協働という言葉を使っているがどういう意味なのかと理解に苦しんでいた。“参画”もそうで，内容は参加のことだけれども，条例用語とかこういう時にしか使わない言葉である。“協働”も一般的には文字も書くことはないし，言葉にも出さない。でもこういうところでは出てくる。ニュアンス的には“協力して何かをやる”ということだというのはわかるが，ぱっと見て「協働」が一人歩きしているようでぴんと来ない。

(大久保委員)

全体に委員長メモの下線のひいてある部分には，キーワードとして入ってほしいものが入っている。ただこれだけのボリュームを入れようとすると逆に多くなってしまいうだろうが，全てが要素として欲しいと思うものである。この他にも思い浮かぶかと考えてみたが，今のところ，これらキーワードが抑えられているものが入ってくれば良いのではないかと思った。

(佐々木委員)

ここに出ている言葉がほとんどではないかと思う。稚内市の協働のところ、市民と市と市議会という言葉が入っていたが、たとえばここに市議会についての記述がないと、市議会については別のところで「三者での協働」というように入れるのか、市と市民の協働はここに入れることとするのか、それをどうするのか。

(委員長)

稚内市の場合は、市という執行機関と議会、そして市民も役割が違うのだからという観点で市議会という言葉をあえて入れている。帯広は入っていない。これは行政基本条例なので議会はずしたということである。

(板本委員)

入れるのであれば、市民と議会の協働についても入れなくてはいいないが、具体的には思いつかない。

(若杉委員)

稚内で言うところの協働というのは、「市民、市議会、市がそれぞれの役割と責務の下でまちづくりのために対等な立場でともに考え協力し…」という事柄を「協働」という2文字に置き換えてその後使っているという理解でいいか。それでは、「協働」の定義というのは、世間一般的に協働とは何かということを書くのではなく、具体的に函館は函館で「市と市民と・・・」などのように書いても良いということか。

(委員長)

そうである。定義では協働の主体を明らかにする必要がある。

(川田委員)

新しいことをやろうとしているのだから、新しい言葉を定義するのは別に悪いことではないと思う。

(委員長)

定義において、「協働」という言葉を使う。もし、「協働」という言葉が嫌だということであれば、別の言葉で言うことも出来る。

それでは、「協働の基本原則」については、次回、庁内検討プロジェクトの方で作ってきていただき議論したい。

(庁内検討プロジェクトチーム)

この中で、必ず入れたいものなどはあるか。

(委員長)

この中ではずしていいものはあるか。

(川田委員)

4行目の“――”より前は一つもはずせないと思う。

(委員長)

それにプラス“対等のパートナー”と“担い手の人材育成”を入れて欲しい。

あと、「協働の推進」というのは市民参加のほうで入れたので難しいだろうか。盛り込むとしたらどういふものがあるだろうか。庁内検討プロジェクトの方で、もし基本原則以外にも具体的なものも描ける

のであれば考えてみて欲しい。

(庁内検討プロジェクトチーム)

表題は「協働の推進」で良いか。

(委員長)

良い。「協働の推進」の中で、原則的なものと、もう少しやや具体的なものを入れるということになるだろう。

この部分は市民参加の2項とすごく関連していて、市民参加のほうが少し具体的になっている。協働の施策も含めて市民参加の方に全部はいつているので、これ以外に何か協働の推進の方にうまく入れられればと思う。

あるいは、市民参加のほうに書いてあるが、協働に入っていた方が良いものがあれば移すこともあると思う。

委員長メモよりも具体的なものを入れなければいけないと思う。

4 その他

(委員長)

次回6月16日には、またプロジェクトからあがってきたものを「協働」について話し合い、また「コミュニティ」を議論したい。6月23日の方で「住民投票」に入りたい。事務局の方から説明を受けてから出ないと難しい部分があるので、事務局から提起をしてもらうということでやっていきたい。

また、今日「市民参加」の部分で「行政運営」のほうに入れたほうが良いのではないかという話になっていたところはまた、別途「行政運営」のところで議論したい。

市民の部分については、「不利益規定」も含めて、もう少し他の市長、議会の責務部分の中で議論をしていきたいと思う。

●今後の予定（9月15日に条例をあげることを目標として。）

- ・ 6月16日（月）
- ・ 6月23日（月）
- ・ 7月1日（火）
- ・ 7月は中旬と下旬に1回ずつ（6月16日に決める。）

以上で終了する。

5 閉会